

尾張旭市監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年12月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

教育委員会

(生涯学習課、図書館、文化スポーツ課、教育行政課、学校給食センター)

3 監査の期間

平成28年10月26日から平成28年11月29日まで

4 監査の方法

平成28年度(平成28年9月30日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 検討事項

共架電線に係る行政財産目的外使用料(以下「使用料」という。)は、尾張旭市行政財産の目的外使用料条例第2条第2項の規定により尾張旭市道路占用料条例で定める額とされている。

文化スポーツ課の所管する総合体育館に設けられた有線テレビジョン放送の共架電線に係る使用料については、尾張旭市道路占用料条例第2条第2項第10号及び尾張旭市道路占用料条例施行規則第2条の減額規定を適用し、愛知県と同じ減額率を用いることの決裁処理が行われているが、生涯学習課の所管する図書館に設けられた有線テレビジョン放送の共架電線については、使用料の減額処理は行われていない。

使用料の減額に係る事務処理の取扱いが異なるものについては、事務の統一が図られるよう検討されたい。

なお、尾張旭市行政財産の目的外使用料条例第2条第2項の規定により、共架電線その他上空に設ける線類に係る使用料については、尾張旭市道路占用料条例の規定が適用されることから、教育委員会のみならず行政財産を所管する全ての課等の統制が図られることを期待する。

7 指摘事項

- (1) 空調機器設備保守点検業務において、予定価格書が作成されていない。尾張旭市契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、予定価格を定める必要がある。また、同条ただし書の規定により、予定価格の決定を省略する場合は、契約金額が30万円以下とされている。（図書館）
- (2) 行政財産の目的外使用料の許可に伴う文化会館、本地原小学校及び東中学校の共架電線の占用料について、尾張旭市道路占用料条例第2条ただし書に規定する額としていない。同条ただし書では、「占用料の額が100円に満たない場合にあつては、100円とする」としている。（文化スポーツ課、教育行政課）